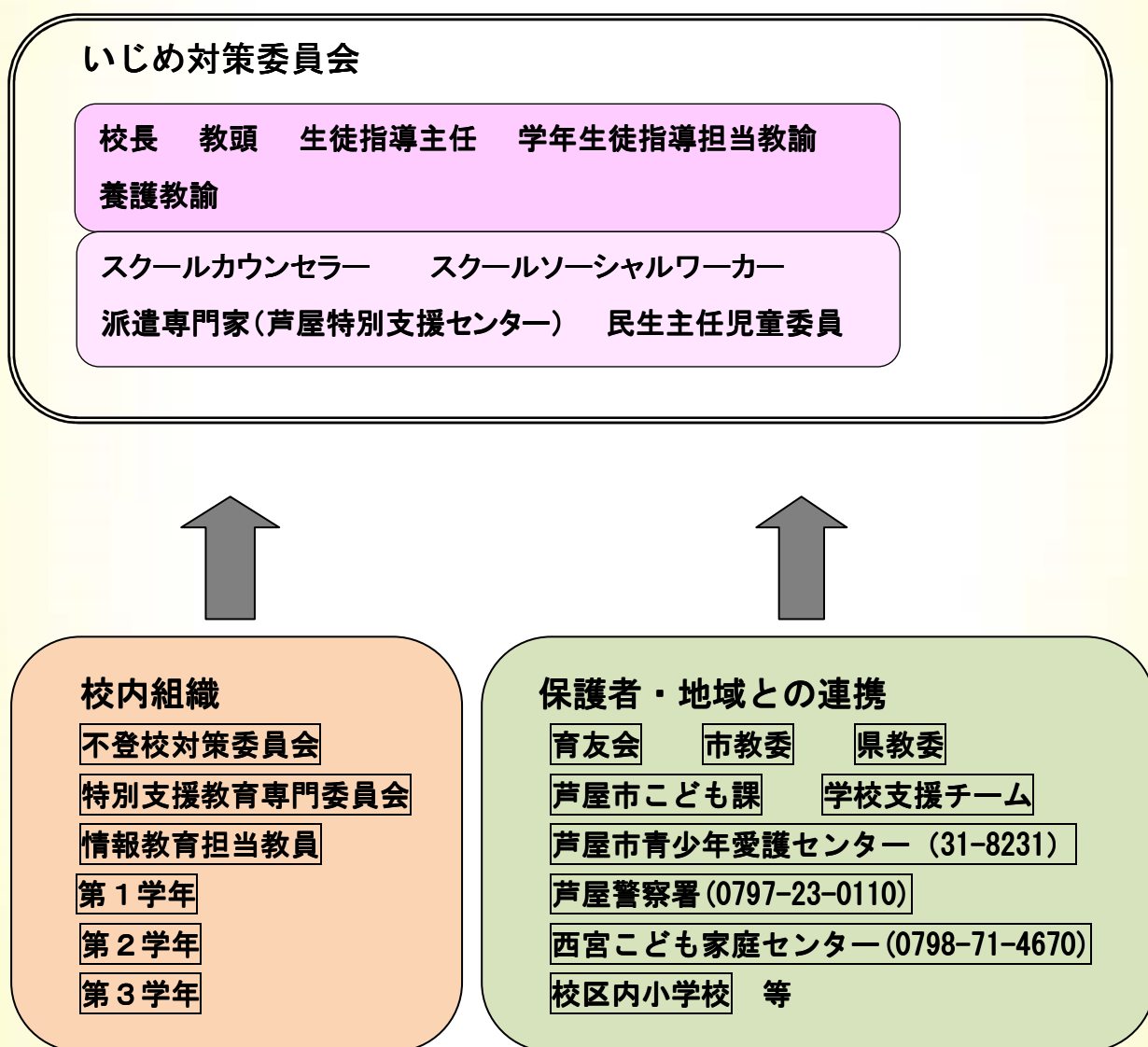


校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取組を行う。(人権教育・道徳教育・体験教育・特別活動等)
- 2 いじめ問題への組織的な取組を推進していくため、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置する。
- 3 「いじめ対策委員会」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実にを行い、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開するために、アンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。

<いじめ対策委員会の構成員>

※「いじめ対策委員会」の構成員は「生徒指導部会」と同じとする。



※ いじめ問題が発生したときには即座に「いじめ対策委員会」を招集する。